

大分大学理工学部廃液処理施設規程

平成29年4月1日制定
平成29年理工学部規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、理工学部を主とする旦野原キャンパスの教育研究に伴って発生する廃液等を処理し、環境の汚染を防止することを目的として設置する、大分大学理工学部廃液処理施設（以下「処理施設」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 処理施設は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 無機及び有機廃液の処理
- (2) 廃液及び汚水処理の指導及び助言
- (3) その他廃液処理に関し必要な事項

(構成)

第3条 処理施設に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 施設長
- (2) その他必要な職員

- 2 施設長は、処理施設の業務を掌理する。
- 3 施設長は、大分大学理工学部の主担当の教員のうちから学部長が指名する。
- 4 その他必要な職員は、学部長が指名する。
- 5 その他必要な職員は、施設長の命を受け、処理施設の業務に従事する。

(任期)

第4条 前条第1項各号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第5条 処理施設の円滑な運営を図るため、処理施設に大分大学理工学部廃液処理施設運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 処理施設の運営に関する事務は、理工学部事務部総務において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、処理施設に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。